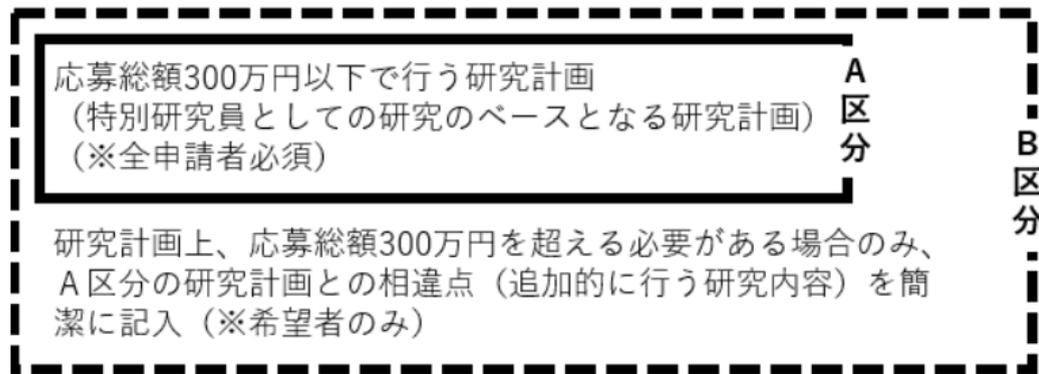


(注) 本行を含め、以下の斜体で記した説明文及び図は申請書を作成する際には消去してください。

- ・(A区分)の研究計画は、必ず記入してください。その上で、(B区分)研究計画上、応募総額が(A区分)の金額を超える必要がある場合のみ、(A区分)の研究計画との相違点(追加的に行う研究内容)を簡潔に記入してください。

●応募区分に応じた研究計画のイメージ図 特別研究員奨励費の研究期間が3年の場合



- ・(A区分)と(B区分)のどちらを選択したかは、特別研究員の選考における審査及び特別研究員奨励費の審査に影響はありません。
- ・特別研究員奨励費は令和5(2023)年度応募分より基金化しています。
- ・海外の研究者との交流、海外での研究など海外研さんに関する計画がある場合には、積極的に記入してください。